

## 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う弊社の当面の対応について （適用除外申請の電子メールによる申請・発行のご案内）

新型コロナウイルスによる感染が全国で拡大しておりますが、ハウスプラスで働く従業員とその家族、取引先さまならびに関係者の皆さまの安全確保の観点から、日本政府の発表を踏まえ、当面の間、添付の内容で対応することにいたしました。

☑ 適用除外申請は、郵送ではなく、電子メールにて申請をお願いいたします。

☑ 適用除外確認書は、電子メールにてPDFデータでお送りいたします。

※紙での郵送は行いません。申込書に記載のメールアドレス宛に送付いたします。

次ページⅢ. 申請必要書類については、以下と読み替えて電子メールにてご申請下さい。

### Ⅲ. 申請必要書類

お手数ですが、下記書類を電子メールにてお送り下さい。

- ・適用除外検討依頼書 **1部**
- ・適用除外部分が確認できる図書 **1部**
- ・同等以上の性能があることを証明する図書・資料 **1部**

件名：  
適用除外確認申請依頼

送付先：  
**[hokenjogai@houseplus.co.jp](mailto:hokenjogai@houseplus.co.jp)**

※4MBを超えるデータは受信することができません。  
データ容量が大きくなる場合は、ファイル転送サービスなどの利用をお願いいたします。

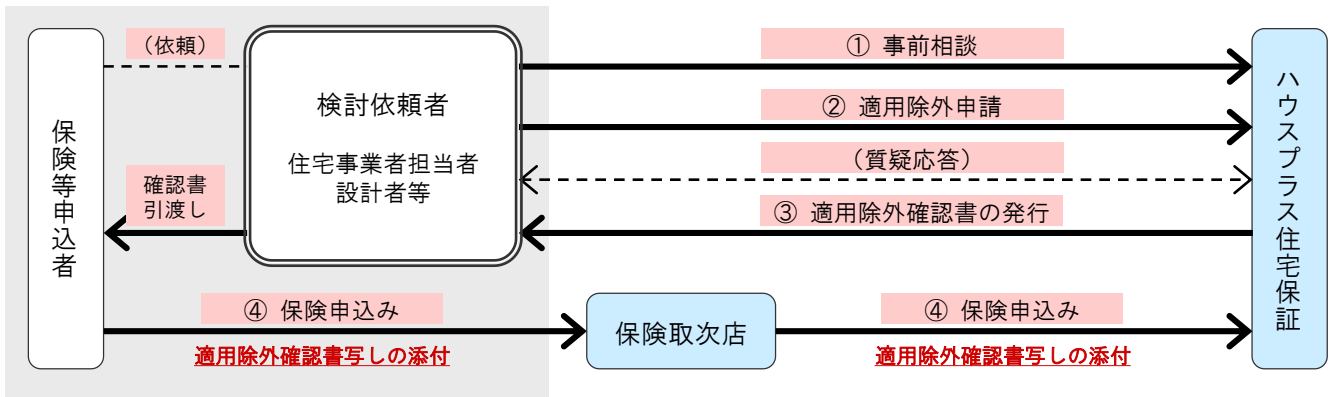
皆さまへの各保険サービスならびに評価業務等におきまして、申請受付や審査・検査等でやむを得ずお待たせすることもあるかと存じますが、引き続き、全社を挙げて事業対応して参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## I. 適用除外申請について

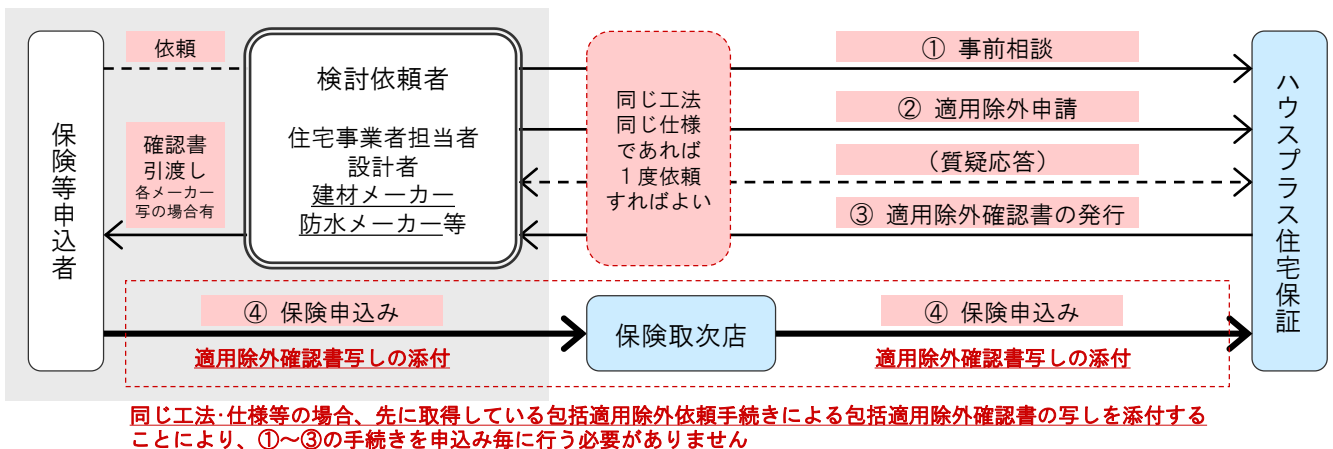
それぞれの保険等業務における設計施工基準、改修設計施工ガイドライン（以下、「設計施工基準等」とします）は、当社の付保住宅として遵守しなければならない基準です。  
しかし、設計施工基準等により難しい工法・仕様を用いて弊社の保険を利用される住宅も少なからずあります。その為、「適用除外申請」をご申請いただき、設計施工基準等で定める内容と同等以上の性能があることを確認した上で、保険の引き受けを行っております。これらの手続きを「適用除外申請」と呼んでいます。  
（ハウスプラスすまい保険 設計施工基準第1章第3条本基準により難しい仕様 により「3条申請」ということありましたが、今後は「適用除外申請」に統一させていただきます。）

## II. 適用除外申請の流れ

### （1）個別物件毎の「個別適用除外申請」



### （2）特定の工法・仕様等に対してご申請をいただく「包括適用除外申請」



同じ工法・仕様等の場合、先に取得している包括適用除外依頼手続きによる包括適用除外確認書の写しを添付することにより、①～③の手続きを申込み毎に行う必要がありません

## III. 申請必要書類

お手数ですが、下記書類を郵送にてお送り下さい。

- ・適用除外検討依頼書
- ・適用除外部分が確認できる図書
- ・同等以上の性能があることを証明する図書・資料

2部  
2部  
2部

送付先

〒105-0022

東京都港区海岸1-11-1

ニューピア竹芝ノースタワー18階ハウスプラス

住宅保証株式会社 技術総括部

「適用除外に関する検討依頼担当」宛